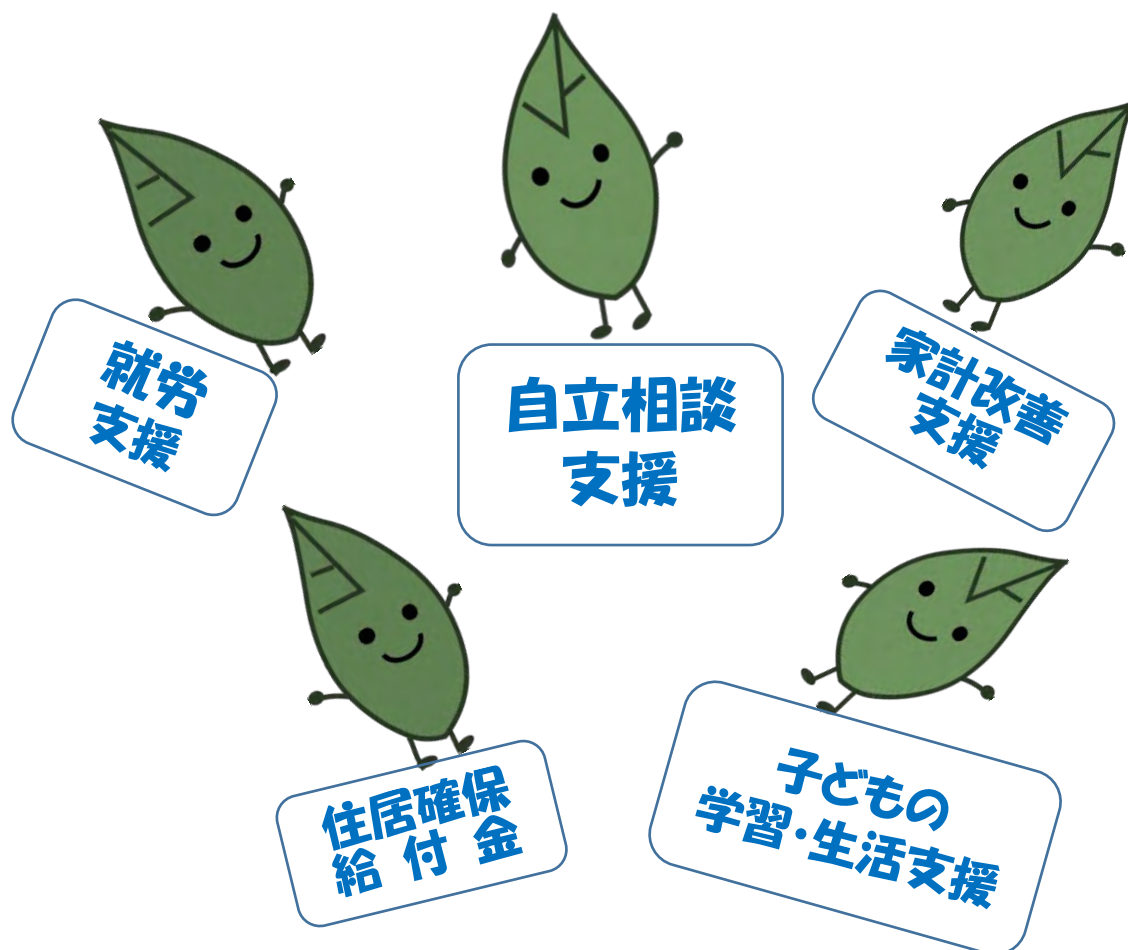


生活・仕事・家計などでお困りの方へ

ひとりでかかえこまずに、 まずはご相談ください

仕事が見つからない、お金の管理が苦手、家賃が払えない・・・
こんなお悩みはありませんか？

専門の支援員がお困りの方々に寄り添いながら一緒に問題を整理し、
支援プランをご本人と一緒に作成し、他の専門機関とも連携して、
改善に向けた支援を行います。（裏面もご覧ください）



お問い合わせ・ご相談 千代田区役所 3階 生活支援課生活支援係

平日（月曜～金曜）8：30～17：15（土・日・祝日、年末年始休み）

☎ 03-5211-4126 FAX 03-3264-0927

生活困窮者自立支援法による支援事業

◇生活困窮者自立支援法(平成 27 年 4 月施行)に基づく支援事業は以下のとおりです。

事業名	事業内容
自立相談支援事業	あなただけの支援プランを作ります 生活、仕事等でお困りになっている方からのご相談を受け付けます。ご本人とともに課題を整理し、課題解決に向けた支援を計画的かつ継続的に行います。
住居確保給付金の支給	家賃相当額を支給します 離職等により住宅を喪失または喪失するおそれのある方に、就職に向けた求職活動をすることなどを条件に、原則として3カ月間の家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。 ※年齢や収入等の要件があります。
家計改善支援事業	家計の立て直しをアドバイス 家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ等を行い、早期の生活再生を支援します。
一時生活支援事業	住居のない方に、一定期間、宿泊場所や衣食の供与をします。
子どもの学習・生活支援事業	生活にさまざまな問題を抱え抱えている世帯の子ども(小学校4年生から中学校3年生まで)へ学習支援をはじめ生活習慣、居場所づくりを行い、保護者の養育相談もお受けします。
就労準備支援事業	社会への第一歩 一般就労に向けた前段階としての支援を行います。直ちに仕事に就くことが難しい方に対して、6か月から1年の間、日常生活のリズムの調整や就職に必要なスキル習得のため各種講座や作業訓練などを通じて就労への準備を進めます。

悩み・問題

相談・支援

改善へ！

早めの相談が早期の解決につながります。

と一緒に問題解決の方法を考えましょう。